

国家戦略特区ワーキンググループ ヒアリング（議事要旨）

（開催要領）

- 1 日時 令和3年11月29日（月）16:07～16:45
- 2 場所 永田町合同庁舎7階特別会議室等（オンライン会議）
- 3 出席
＜WG委員＞

座長	八田 達夫	アジア成長研究所理事長 大阪大学名誉教授
座長代理	原 英史	株式会社政策工房代表取締役社長
委員	阿曾沼 元博	医療法人社団混志会社員・理事
委員	落合 孝文	渥美坂井法律事務所・外国法共同事業 パートナー弁護士
委員	中川 雅之	日本大学経済学部教授
委員	本間 正義	西南学院大学経済学部教授
委員	八代 尚宏	昭和女子大学グローバルビジネス学部特命教授

＜関係省庁＞

上俣屋 尚	デジタル庁国民向けサービスグループ参事官
浦上 哲朗	デジタル庁デジタル社会共通機能担当グループ参事官

＜事務局＞

青木 由行	内閣府地方創生推進事務局長
山西 雅一郎	内閣府地方創生推進事務局次長
三浦 聡	内閣府地方創生推進事務局審議官
黒田 紀幸	内閣府地方創生推進事務局参事官
喜多 功彦	内閣府地方創生推進事務局参事官

（議事次第）

- 1 開会
 - 2 議事 マイナンバー、マイナンバーカードの適用範囲の拡大等
 - 3 閉会
-

○喜多参事官 それでは、国家戦略特区ワーキンググループヒアリングを実施いたします。

本日の議題ですけれども、最初に「マイナンバー、マイナンバーカードの適用範囲の拡大等」ということで、デジタル庁の担当にオンラインで御出席いただいております。

本日の資料の取扱いでございますけれども、事務局からの提出資料は公開予定です。本

日の議事についても公開予定です。

それでは、ここからの議事進行は八田座長にお願いいたします。

○八田座長 お忙しいところを皆様お集まりいただきまして、ありがとうございます。

最初は、こちらの色々な提案に対するデジタル庁からのお考えを伺いたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○浦上参事官 デジタル庁の参事官の浦上と申します。よろしくお願いいたします。

私からは事務局資料1ページの1点目のマイナンバーの利用の範囲の拡大の話と、2点目の特定個人情報の第三者への提供の可能性の考えについて御説明し、マイナンバーカードの関係、残り二つの課題については別の参事官から御報告申し上げます。

まず、マイナンバーの利用の範囲につきましては、元々、国民の利便性向上のため、幅広く利用できるようにすべきという御意見がございました一方で、プライバシー保護の面から幅広く利用するということについては懸念するという御意見もあったことから、まずは社会保障、税、災害対策の3分野で制度を開始した経緯がございます。また、マイナンバーを使って行政が勝手に色々とマッチングをしてその方のプライバシーを明らかにしてしまうのではないかという国民の不安感が指摘されていたことから、しっかりとマイナンバー法の法律の中で掲げる事務に限ってマイナンバーを利用できるようにという制度設計になっているところでございます。

一方で、地方自治体の皆さんが地域の実情を踏まえてマイナンバーを活用できるように、条例で定める事務について、マイナンバーの利用を可能とマイナンバー法において規定しているところでございまして、その中で色々な工夫をしていただければ大概やりたいことは実現できるのではないかと考えておりまして、色々と御提案がある中で、具体的にはマイナンバー法9条2項についての規定の活用を御検討いただければというところが1点目に対する考え方でございます。

2点目については、本人同意があれば特定個人情報を第三者に提供しても良いのではないかという御指摘であると理解しております。一つの考え方だと思いますが、マイナンバー法においては19条各号で認める場合を除いて特定個人情報の提供が禁止されていますので、本人同意があったとしてもそういうことはできません。これはマイナンバーが、悉皆性があって、唯一無二性があって、視認性、見える番号でもあるというところで、そういったマイナンバーが民間も含めて本人の意思で自由に流通されることによって不正なデータマッチングが行われてしまう可能性、蓋然性が高くなる場所があって法律上そのようにさせていただいているものでございまして、この件については本人同意があったとしても特定個人情報の提供は難しいかと考えております。

2点目は以上でございます。

3点目のマイナンバーカードの記載事項等については上仮屋参事官から説明いたします。よろしくお願いいたします。

○上仮屋参事官 デジタル庁の参事官の上仮屋と申します。お願いいたします。

3 点目、マイナンバーカードの記載事項等についてですけれども、マイナポータルに記載、写真等は法律事項になっておりまして、本人確認書類として行政も民間も一律に使うということになっておりますので、性別について記載しないといった特区要望等を今回いただいておりますけれども、使う相手は官民かつ全国、ユニバーサルですので、特区要望にはなかなかそぐわないのかと考えているところでございます。事務局資料の 1 ページ目の③マイナンバーカードの記載事項等については、申し上げるとおりでございます。

個別に御説明させていただく形でよろしいでしょうか。各団体からいただいております国家戦略特区の提案様式というものに沿って、できれば簡潔に御説明をさせていただければと思います。

まず、①の北海道の更別村についての提案でございます。提案番号で言いますと左から 2 列目の 4 ①、4 ②に記載のものでございます。マイナンバーカードは暗証番号なのですが、生体認証のほうがずっと利便性が高いので、そういった形でできないかといった提案をいただいているところでございます。

大変恐縮ですけれども、この表の一番右の表頭が紫色の「各府省庁からの検討要請に対する回答」というところ、まずは 4 ①に目を通していただきたく存じますが、関連事項をたくさん書いていて分かりにくくて恐縮なのですけれども、特に下の 4 分の 1 ほどの「なお」というところを御覧いただきたいと思います。実はこの 5 月に成立をしたデジタル関連整備法の中で、まさに提案の御趣旨に沿うところだと思うのですが、カードではなくてスマートフォンで電子証明書が使えるようにという法改正を政府として正面からやっております。これの具体的な検討を総務省、デジタル庁で協力しておりますが、御要望のとおり、暗証番号だけではなくて、特にスマホですので、そこでの生体の機能が備わっていますので、生体認証ができるようにという方向で検討しておりますので、スマホで生体という利便性を劇的に高める方向のものを令和 4 年度中にはカードと連携するような形で作っていきたいと思っております。これで趣旨には沿っているのかと思っております、これが 4 ①の「なお」のところ、それから、下に目を落としていただいて、4 ②の半分からの「なお」というところに御案内の趣旨が書いております。

それから、提案主体名⑦前橋市の御提案をいただいているところでございます。これについては右側に色々と要望を具体的にお聞きをしたいということで、そういう趣旨で一番右の紫の我々が記載させていただいたところは総務省とともに書かせていただいております。結局まえばし ID を申し込むときにカードの電子証明書で申し込んでいただいて、そこで電子証明書のシリアル番号、発行番号を取得していただいて、ひも付けていただく分には何ら問題はないので、是非まえばし ID をそういった形で実現していただければいいのではないかとと思っております、我々としても相談に乗っていききたいと思っております。

カードのほう、せっかくですので一気に御説明させていただきたいと思います。本日御用意いただいている提案様式の 4 ページ目がカードに関係する、いただいている御提案になっております。

長野県の松本市の御提案ですが、これは交付のときに市町村の窓口まで来なくてもいいようにしてほしいということなのですから、書いていますように、そこで認証レベルを落としてしまう、結局交付のときに間違っただけの人に渡してしまうと、それこそカードの電子証明書で色々なことをやってもらえる、個人情報を提供するというのも違う人に渡してしまったりするので、そこは全国一律でしっかり人に渡すといった運用をしないといけないということで、特区には馴染まないのかということで、国際基準的なNISTやヨーロッパの基準とも同じように、対面でしかるべき権限のある職員が渡すというのは確固たる認証手段として必要ということもありますので、なかなか申し訳ないですけどもと思っています。

松本市の6（2）につきましては、先ほど最初にパワーポイントでお話をした性別の記載についてのお話、⑭の養父市につきましては、これもウェアラブル端末のカードよりも利便性の高い形態ということですが、まさに同様の着眼点でもって法改正まで行いながらスマホの生体認証を鋭意検討しておりますので、そういった考え方でございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○八田座長　ありがとうございました。

基本的にスマホの生体認証というところは積極的に進めていращやるということでしたが、最初の3点についてはなかなか今は取り入れるわけにはいかないという御意見でした。委員の方からコメントをいただきたいと思います。

落合委員、どうぞ。

○落合委員　御説明ありがとうございます。

御検討いただいております、ありがとうございます。様々な自治体がそれぞれ異なる提案をしている部分もありますが、おそらくある程度代表していると思われるところについて質問させていただければと思っております。

一つが最初の論点のマイナンバーの利用範囲の拡大ということなんです。御指摘いただいた中で、条例で対応可能という形で整理をいただいているといったお話があったかと思っております。この部分について確かにそういったところもあるとは思いますが、実際にこの3分野と類する事務という形になっているかと思っております、この類する事務の定義、範囲がどのあたりのものになってくるのか、これが自治体の側でも少し判断ができるのかどうかということがあろうかと思っております。他の法令等においても、こういった場合に自治体で実施するに当たって、国からもガイダンスをもらった上で実施をしたいという要望は通常出てくるところかと思っております。そういった意味ではここでの地方自治体ができる場合の定義が、どういったものが類する事務になるのかを明示していただけないでしょうかというのが一つ目です。

二つ目としては、最初の時点で国家戦略特区ということもあるので、まず先行的にという趣旨もあるかと思っておりますので、条例も含めてということもあり得ることだと思っています。最終的に条例だけで対応していった場合に、個人情報保護法、個人情報保護条例

の2,000個問題と同様になってしまう可能性もあるのではないかと考えられます。この類する事務として許されるような範囲は必ずしも条例に委ねるよりは、最初に実際のこちらの特区内での状況等も見ながらかもしれませんが、ある程度全国一律的に変えていくような形も御検討いただけないかと思うのが、まず一つ目の論点についての二つ目の質問です。

続いて、二つ目の論点についてです。こちらについては第三者提供の範囲について、特に御指摘いただいた部分が本人の同意があったとしても不正なデータマッチング等が行われるのではないかとといった御指摘もあったところだと思っております。地方自治体からかなり多くの自治体から提案が出ておりまして、それに伴って経済界も含めて要望があるというところだとは思っております。一方で、御指摘いただいたような国民の懸念も惹起する可能性が高い論点であるのは御指摘のとおりだろうとは思っています。そういった意味では、かなり広範にというよりは、元々この第三者提供の範囲についても列挙された範囲においては利用することについては言及いただいていたところもあったと思うので、例えば、利用する機関を国や地方公共団体、公的機関等のうち一部であって、さらに同意に加えてガバナンスを追加して求めるといった方法で行っていくことによって、既に列挙されているものと同様に認めてもいいのではないかと思いますけれども、こちらについてどうお考えになりますでしょうかというのが二つ目の論点についてです。

最後、三つ目の論点について、御指摘いただいた中では特区に馴染まないとおっしゃっていただいた部分はあったかと思っております。これは確かに特区だけで個別の地域で行ってしまうのがいいのか疑問が残るというのはおっしゃるとおりかと思っております。そうであれば、必ずしも特区で行うというだけでなく、全国での対応ということでも検討いただけるのであれば、それはそれでいいのかと思います。必ずしも特区に限らない形で御検討いただく余地がある論点もあったのかと思いますので、こういった点について全国での実施の御検討の可能性を伺えればと思います。

以上です。

○八田座長　ありがとうございます。

それでは、ひとまず今の落合委員の問題提起に対してレスポンスをお願いいたします。三つ目の論点のほうは割と全国でやっていますということでしたけれども、一つ目と二つ目の論点のほうですね。

○浦上参事官　一点目の御指摘につきましては、3分野に「類する」とマイナンバー法の9条2項に書かれていまして、「類する」という規定はかなり幅広に読める規定と考えております。参考にさせていただきたいと考えているのは、マイナンバー法9条1項に基づいて別表1で相当な数の事務を法制局とも相談しながら書かせていただいております。ここに書いてある事務を御覧いただくと、一つのメルクマールになるのではないかと思います。例えば独立行政法人日本学生支援機構が行っている事務、奨学金の事務にマイナンバーを使うことができることが別表1に規定されています。一見するとこれは教育の分野であって、3分野ではないのではないかと考えられますけれども、この奨学金の事務の目的を考え

れば、社会保障に資するものだ、という整理を行っていきまして、そういう解釈からこの事務について別表1に掲げさせていただいています。

具体的に「類する」で解釈できるかどうかは、我々も地方自治体の皆様がどんな発想でどういう事務にマイナンバーを利用されたいのか実態が分からないところもございますので、分からないところがあれば我々デジタル庁のほうに個別に聞いていただいて、「類する」の範囲に入るのかどうか、問い合わせをしていただければ、技術的助言をさせていただければと思っています。

2点目の御指摘につきましては、仮に条例で事務を定めてマイナンバーを使うことになったときに、本当に良いものかどうかということであれば全国展開もあるのではないかと御指摘かと思えます。御指摘のとおりでございますので、そういうところがあれば制度所管省庁と相談しながらマイナンバー法にどう位置付けていくのかは当然検討していくべきことだと思っております。

3点目の御指摘につきましては、本人同意というところで、ある程度限定してということでございますけれども、どの程度の射程で本人同意をどこまで認めているのかを、どこまで明確にできるのかがポイントなのではないかと思っております。本人同意の認める範囲がなし崩し的に広げられて、色々なところでデータマッチングされる可能性が広がってしまうという国民の懸念は当然あるものと思うので、その辺をどう考えるかということかと考えてございます。

私からは以上でございます。

○八田座長 どうぞ、落合委員。

○落合委員 ありがとうございます。

最後の点からですが、確かに同意だけで簡単に利用を拡大すること自体は懸念が生じるであろうということはおっしゃるとおりかと思えます。しかし、同意を取れる粒度についても限定し、かつ実際の情報を利用できる範囲も実質的にこういった情報の取扱いをこの部分は制限するとかといった事項での制限を行い、さらに、弊害が生じないようにする対策も併せて確認いただくということもあろうと思えます。このように実施できる範囲を極めて特定するような形で、広く何でも使えるというよりはこういった法人のこういったこの範囲であればさらに個別に同意を得た上でガバナンスを確保するという形で御検討いただく可能性というものではないかと思っております。今日この場で御回答いただくのは難しいかもしれませんが、そういった視点での検討については、お考えいただけないかと思っております。

1点目の論点については、ある種、条例で実施できる範囲から拡大をしていただくことは可能性としてあり得るのではないかと御示唆をいただいたところは良かったのかと思えます。各自治体によっておっしゃっていただいた別表1との関係でどこがどう該当するかは整理が必ずしも一概についているかと言いたいところがあると思っておりますので、具体的に各自治体にもブラッシュアップしていただいた上で、どういう形で調整できるのかを

特区のワーキンググループとしても御相談できればと思いました。

○八田座長 委員の方、他にございますか。

八代委員、どうぞ。

○八代委員 先ほど各自治体から問い合わせがあれば助言するとおっしゃっていただいたのですが、その問い合わせと助言の内容はホームページなどで一般に公開していただけるのでしょうか。これは例えば金融庁などがノーアクションレターみたいな形で少なくとも公開しているのと同じような考え方で、明確なガイドラインが難しいのであればまさにそういう事例集を積み重ねることでより理解が深まると思いますので、よろしくお願いいたします。

○八田座長 今の八代委員の御質問に対しては、デジタル庁はどういうお考えですか。

○浦上参事官 相談されてくる自治体の御判断もあるかと思いますが、そのあたりをどうするのかは相談内容などに応じて検討させていただければと思います。ありがとうございます。

○八田座長 自治体が同意した場合には、デジタル庁としては公開する用意があるということですね。

○浦上参事官 そこも含めて内容等にもよるかと思いますが、よく内容に応じてその辺を考えさせていただければと思います。御提案をありがとうございます。

○八田座長 八代委員、どうぞ。

○八代委員 特定の自治体だけが必要な情報を知り得るのは逆に不公平になりますので、よほどのプライバシーか何かがない限りは、基本的に問い合わせの中身と御返答は公開という原則でよろしくお願いいたします。

○八田座長 中川委員、どうぞ。

○中川委員 今のやりとりで思ったのですけれども、八代委員、落合委員のやりとりで、個別に色々御相談いただいてデジタル庁のほうで御検討いただくのは非常にありがたいと思いましたが、そのプロセスの理解としまして、今回自治体の要望に対しまして、デジタル庁からは類するものとして読める範囲が非常に大きい、それから、別表1があるからそれがガイドラインだというお話がありましたけれども、それ一本でお答えになっていますが、おそらく八代委員あるいは落合委員がおっしゃったように、これから自治体との間で詳細な提案に関するやりとりがあると思います。そういう中で、デジタル庁ももしもいいものがあれば全国展開という話がありましたけれども、全国展開まで行かないにしても、国家戦略特区においては別表1の特例を設ける形で改正をしていただくことは、私は十分あると思いますし、国家戦略特区に限らなくても全国的にそれを拡大するために別表1を改正していただくことはあるのではないかと考えています。

さらに、デジタル庁の説明は、現在のマイナンバー法がこの3分野に限られているというお話をさせていただいたと思います。それはそうだと思うのですけれども、今回は国家戦略特区としての交渉をしているわけですから、基本的にこの3分野に限られたというのは、

何らかの公益性と個人情報保護とのバランスを考えてこういう決着になったことは分かりましたが、要するに、公益性と個人情報保護のバランスなのでしょうけれども、国家戦略特区は区域を限って実験的に新しい制度を適用していくということですから、公益性のハードルは下がってもいいのではないかと。要は、新たなゼロベースでとは申しませんが、マイナンバー法を作るときにどうしてもダメだ、個人情報保護が優先されるという分野以外は、現在のマイナンバー法に縛られることなく3分野に縛られることなく公益性と個人情報保護のバランスを考えていただいて、それで利用範囲を決めていただくという検討をしていただいたほうが、私は国家戦略特区の要望としてはふさわしいのではないかと考えております。

少し今回のやりとりは、最初の最初だからしょうがないかもしれませんが、現在の条例で読み得る、かなり幅広いと、その一本だけでこのワーキンググループの中で納得するというのは、私はもう少し丁寧な対応をいただいたほうがよろしいのかと思いました。

私からは以上です。

○八田座長　ありがとうございました。

阿曽沼委員、どうぞ。

○阿曽沼委員　色々御説明ありがとうございました。

反論は反論として受け止めるということですが、基本的に納得ができる内容ではなかったという感想を持ちました。私は約50年にわたって医療情報システムの開発及びそのデータの保護についてずっと議論をしてきましたが、今日の皆様方の御回答は、私が1970年代、1980年代に聞いたことと同じような理由を並べられたということで、デジタル庁そのもののマインドセットができていないのではないかと強く感じ非常にガッカリしました。

基本的に不正リスク、蓋然性の問題というのは、当然今までもあったしこれからもなくなるわけではないわけです。そのなくなる基盤の中でどのようにしていくかということを考えるのが我々でありデジタル庁であるとすれば、今日はなぜできないのかをお聞きしましたが、中川委員がおっしゃったように社会実装、実験の場である国家戦略特区スーパーシティにおいては、どうしたらよりリスクを防いで、リスクヘッジができて、できる方策と一緒に考えていく姿勢にマインドセットしていただかない限り、前へ進まないのではないかと考えております。

特に個人情報保護法は医療分野においては非常に重要でありますけれども、健康医療情報は個人のためだけに存在するものではありません。医療の技術の進化のためにも公衆衛生のためにも必要なデータであるとすれば、多くの人たちがそれにアクセスして共有できて利用できることが非常に重要であると思います。データの共有基盤を作る一つのキーであるマイナンバーカードとありますが、それは情報システムの基盤を作るのではなくて運用の基盤も作っていくということでもありますから、皆さんが地方の方が何を言っているかよく分からないからガイドラインを作れないということではなくて、今後助言の在り方の基本方針を早急に固めていただきたいと思います。

もう一点、条例に任せるとするのは、私は大反対です。それは個人情報の2,000個問題、必ず同じ問題を起こすと私は思っているからです。そういう意味では助言の在り方もしくはガイドラインの作り方についての基盤、考え方を早急にデジタル庁としてひな形を作成いただく。そうしない限り、このスーパーシティにおけるマイナンバーカードもしくはマイナンバーの活用はできないのではないかと思います。アラートとチェックのシステムとトレーサビリティが出来て、そして罰則といったことを含めた仕組みを作っていっていただきたいと思いますので、是非よろしくお願いいたします。

○八田座長 私もデジタル庁のマインドセットの欠如にびっくりしたというのが実情です。基本的にさんざん言われていることですが、自動車を使えば一定の事故は起きます。だけれども、自動車を一切使うなとか、自動車は一切の政府が運転するものしかダメだとかいったことはしていない。そういうことよりは、交通違反をした者に対する罰金を作るとか、信号を作るとか、様々な工夫でもってリスクとの共存をしているわけです。デジタルの普及は、決定的に今は必要だということが分かっているときに、政府の車しか道路は使ってはいけないというような議論をするのは全くおかしい話だと思います。

別表1はどのくらいの頻度で改定しているものですか。新しい要件が世の中で見つければどんどん改定していらっしゃるのでしょうか。デジタル庁に伺いたいのですが、別表1の改定頻度はどのくらいなのでしょう。

○浦上参事官 国会を通さないといけないので、国会が開いているときということになりますが、どの程度の頻度かは手元に資料がなく。

○八田座長 過去には、毎年やっているのですか。

○浦上参事官 毎年というわけではございませんが、それなりの頻度ではやっております。先の通常国会におけるデジタル改革関連法案の中でもマイナンバー法の改正はやらせていただきました。正確な回数につきましては、申し訳ありません。今、手元にございません。

○八田座長 これをある意味で法律から切り離して、要するに、ここのところを役所の判断でできるようにして頻度を高めることも可能かもしれませんね。建築基準法ではそういうものがあります。仕様規定にして、具体的なものについてはどんどん役所で変えられて、国会を通さなくても済むというのはあります。それが一つ。

それから、基本的に全部条例に任せるとするのは、私もおかしい話だと思います。別表1をどんどん拡大して行って、共通にできることもみんな分かるようにして、それを超えて全く今まで考えられていなかったようなことを条例でやれるようにする。やったらそれをすぐまた全国に取り入れていくというような工夫が必要なのではないかと思います。

もう一つは、相談してくれれば相談に乗るとするのは、何らかのインプリシットなガイドラインをデジタル庁の中でお持ちだからできるのだと思います。すなわち「それに類する」ものとして、大体これは入るが、こういうものがダメだという大体の基準はお持ちだと思いますから、せめてそれを明記されるべきではないかと思います。当初に「それに類する」で始まったのはやむを得なかったかもしれないけれども、色々な経験の蓄積がある

以上、それで何を意味するかについて、一種のガイドラインを示すことができるのではないかと思います。

委員の方から他にコメントはありますか。

そうしたら、自治体の御要望はなかなか理屈の通ったものが多いと思いますし、デジタルは日本のこれからの改革の基本ですから、今日の御回答からはるかに超えた御検討を是非お願いしたいと思います。

事務局から何かありますか。

○喜多参事官 大丈夫です。

○八田座長 それでは、今日はお忙しいところを御参画くださいまして、どうもありがとうございました。

○上仮屋参事官 大変ありがとうございました。どうぞよろしくお願いいたします。